



府中市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和 6 年 6 月 1 8 日

広島県府中市長 小 野 申 人



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス府中店

所在地 広島県府中市高木町字上樋掛 3 9 6 番 1 外

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】ダイレックス株式会社

代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

【変更後】ダイレックス株式会社

代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】ダイレックス株式会社

代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

【変更後】ダイレックス株式会社

代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

3 変更する年月日

（1） 令和 6 年 3 月 1 日

（2） 令和 6 年 3 月 1 日

4 変更する理由

（1） 建物設置者の代表者交代のため

（2） 小売業者の代表者交代のため

5 届出年月日

令和 6 年 6 月 1 1 日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

府中市経済観光部商工労働課（府中市府川町315）

(2) 縦覧期間

令和6年6月18日から令和6年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年10月18日

(2) 提出先

府中市経済観光部商工労働課